



2026年4月21日

各 位

会社名 北興化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐野 健一
(コード番号 4992 東証スタンダード)
問合せ先 常務執行役員企画部長 榎本 浩巳
(電話番号 03-3279-5151)

役員向け株式給付信託の導入に伴う第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2026年5月8日
(2) 処分株式の種類および数	当社普通株式 160,000株
(3) 処分価額	1株につき1,780円
(4) 処分総額	284,800,000円
(5) 処分先	株式会社日本カストディ銀行（信託口）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出します。

2. 処分の目的および理由

当社は、2026年1月13日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。以下同様とします。）および執行役員（国内非居住者を除く。以下も同様とし、取締役と併せて「取締役等」といいます。）を対象とした新たな業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を2026年2月26日開催の第76回定時株主総会においてご承認頂きました。（本制度の概要につきましては、2026年1月13日付「当社の取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。）

本自己株式処分は、本制度導入のため、本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託口）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものです。

処分数量につきましては、本制度の導入に際し当社が制定する取締役等株式給付規程（以下、「株式給付規程」といいます。）に基づき、4事業年度中に付与すると見込まれる株式の総数に相当するものであり、2025年11月30日現在の発行済株式総数27,485,531株に対し、0.58%（2025年11月30日現在の総議決権個数257,457個に対する割合0.62%。いずれも少数点以下第3位を四捨五入。）となります。当社としましては、本自己株式処分による処分数量および希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

【本信託の概要】

- ① 名称 : 役員向け株式給付信託
- ② 委託者 : 当社
- ③ 受託者 : 株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
- ④ 受益者 : 取締役等のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者
- ⑥ 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日 : 2026年5月8日（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日 : 2026年5月8日（予定）
- ⑨ 信託の期間 : 2026年5月8日（予定）から本信託が終了するまで
（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。）

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分にかかる取締役会決議を行った日（以下、「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日（2026年4月20日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である1,780円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えたためです。

なお、この処分金額の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1ヶ月（2026年3月23日～2026年4月20日）	1,759円	1.19%
3ヶ月（2026年1月21日～2026年4月20日）	1,773円	0.39%
6ヶ月（2025年10月21日～2026年4月20日）	1,701円	4.64%

本日開催の取締役会に出席した監査役4名全員（うち社外監査役3名）は、上記処分金額について、本自己株式処分が本制度の導入を目的としていること、及び処分金額が取締役会決議日の前営

業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値であることに鑑み、割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以上